

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成 28 年 5 月 18 日法律第 43 号）第 5 条第 2 項に基づき文部科学大臣より諮問（「特定国立研究開発法人理化学研究所の中長期目標の策定について（諮問）」（令和〇年〇月〇日〇文科政第〇号））があったので、次の通り意見（答申）を述べる。

○国立研究開発法人理化学研究所

【意見（答申）】

文部科学大臣より諮問があった特定国立研究開発法人理化学研究所の次期中長期目標（案）（令和 7 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日）は、「令和 6 年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見（令和 6 年 12 月 23 日府政科技第 1376 号）」を踏まえており、妥当である。

次期中長期目標期間の理化学研究所の事務・事業の遂行にあたり、特に次の点に留意することを求める。

理化学研究所には、特定国立研究開発法人として、総合的な研究機関の強みを活かした新たな取組を推進し、他の国立研究開発法人、大学、企業、及び関係省庁等との連携を強化しつつ、他の研究機関の模範となる先駆的な研究システムを構築することが期待される。特に、研究領域を設置するとともに、研究領域を越えた横断的な研究の枠組みを導入し、総合力を発揮するための研究開発「つなぐ科学」の推進等、研究マネジメントに関する先進的かつ戦略的な取組にあたっては、これまでの優れた取組を発展させ、我が国の研究力向上への貢献等という観点で効果的で適切な評価を行うようにしていただきたい。

その際、柔軟な人事・給与の仕組みによる多様な人材の確保、国立研究開発法人との連携・協力による研究推進支援人材等の育成、研究成果の知的財産の適切な管理、及び健全な研究推進の前提となる研究セキュリティ・インテグリティ等の取組を先導していただきたい。

また、科学技術・イノベーション基本計画等の実現に向け、世界最高水準の研究成果を生み出し、イノベーションを持続的に創出する自然科学の総合的な研究機関として、最先端の研究を推進する上で、海外に対する競合優位性を確保するための方策を明確化しつつ、社会実装に向けてスタートアップの振興に貢献（P）していただきたい。

加えて、理事長のリーダーシップの下、目指すべき理化学研究所の姿を示すとともに、経営資源の配分戦略を明確化し、効果的なマネジメント及び体制面の整備に取り組んでいただきたい。

このような取組が円滑かつ速やかに推進されるよう、文部科学大臣は、理化学研究所に対して、適時適切に支援、助言及び進捗把握を行い、他の国立研究開発法人を牽引し模範とされる研究機関となるよう努めていただきたい。